〔別紙１〕

江戸川区立保育園における保育士派遣　業者選定基準

１　基本的事項

江戸川区では区の正規職員及び会計年度任用職員等によって区立保育園の運営を行っている。このうち特に会計年度任用職員については、毎月募集をするなどの採用活動を行っているところだが、必要な資格や技量を有する人材を十分確保することが困難である。

そのため必要な資格や技術を有する労働者を安定的に派遣できる事業所から保育士派遣を受けることで人材を確保し、保育業務の円滑化を図る。

２　選定基準

（１）住所要件

・都内又は近県（千葉県・神奈川県・埼玉県）に本社又は事務所を持っていること。

（２）信用状況

・江戸川区の指名参加登録業者であること。

・原則として保育園への保育士派遣の実績があること。

（３）業務遂行能力

・保育士資格を有する者を派遣すること。

・保育士特定登録取消者管理システムに該当のないことを事業者で確認できた派遣労働者を派遣すること。

・経営が安定しており、契約書・仕様書の業務を確実に遂行する能力があること。

・派遣労働者の休業等に応じて代替労働者を確保すること。

・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。

（４）保育に携わる意欲、理解

・保育園の保育運営方針等を理解し、積極的に協力すること。

【 参考 】

（１）派遣者数については〔別紙６〕を参照すること。

（２）〔別紙６〕に記載している年度当初の依頼数を 1 年間派遣いただく場合の金額は、291,651 千円程度を想定している。

（３）５月以降に〔別紙６〕記載の最大依頼人数まで依頼数が増えた場合であっても、年額 300,000 千円（消費税・地方消費税込）未満とする。